

平成27年

第2回市議会定例会 報告第4号

専決処分の報告について

平成26年8月7日函館市児童館で発生した職員との接触による児童負傷事故の損害賠償の額を平成27年5月22日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成27年6月19日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

40,090円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する児童の法定代理人（親権者）兼当事者 父および母